

吹田民主商工会 いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が4月7日に閣議決定されましたが、このうち1世帯30万円が給付される「生活支援臨時給付金（仮称）」と法人200万円・個人事業主100万円が給付される「持続化補助金」について数多く問い合わせをいただいています。ともに詳細についてはまだ政府が検討中の内容のためお問い合わせいただいてもお答えできることはありませんが、総務省および経済産業省のホームページから確認できる内容をご紹介します。ただし内容が変更されることもありえますのでご了承ください。

生活支援臨時給付金（仮称）

給付対象

世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、
(1) 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）となる低所得世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯等を対象とする。

（Q&Aより）生活保護者や年金のみで生活されている方は対象外）
※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。

扶養親族等なし（単身世帯） 10万円 扶養親族等1人 15万円
扶養親族等2人 20万円 扶養親族等3人 25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は基準額を1人当たり5万円加算。
給付額 1世帯あたり30万円
総務省HP参照

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyounukantri_sonota/covid-19/kyufukin.html)



お店や自宅の感染防止対策を

民商事務所では継続して相談活動が続けるため、毎日感染拡大防止の消毒作業を行っています。アルコール消毒液が有効ですが非常に入手が困難になっているため、キッチン用の漂白剤を代用しています。お店や自宅などでお困りの場合はご参考ください。

作り方 容器のキャップ1杯（25ml）を1ℓの水で薄めて使います。ペットボトル（500ml）の場合はカレースプーン1杯（約10ml）で薄めます。

使い方 効果は4～5時間が限界ですので作り置きせず、使う度に作成して下さい。吸い込むと体に良くないのでスプレーで吹き付けはせず、清潔なふきんやキッチンペーパー等に染み込ませてお使いください。ドアノブ、イス（特に背もたれ）、テーブルなど多くの人が手に触れる所に重点を置いて拭いて下さい。消毒後は必ず清潔なふきん等で水拭きして下さい。
注：手指の消毒には使わないで下さい。

持続化給付金

給付額 法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）×（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ・ 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
- ・ 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象。

（前年同月比▲50%月の対象期間は、2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について事業者が選択。）

申請に必要な書類

法人・個人共通
通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）
法人の場合
①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業者の場合

①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等 ※③については、法人個人事業主ともに、様式は問いません。 ※今後、変更・追加の可能性ががあります。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表とされています。

経済産業書パンフレット参照

(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>)

伝言板

新会員記帳学習会

4月23日（木） 19時00分 吹田民商
民商の自主計算帳の使い方方を学びます。入会1年以内の方を主体に開催しますが、そうでない方も歓迎します。



消費税・所得税（税務署）の分納相談

5月8日（金） 13時00分 民商会館集合
民商会館で打合せ後、14時を到着をめぐりに吹田税務署に移動します。

来館の際はマスク着用をお願いします

感染拡大防止の観点から症状の有無にかかわらず、ご来館の際にはできる限りマスクをご持参いただけますよう、よろしくお願ひします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におこしよ